

議案第三十六号

杉並区条例を左横書き等に改める条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月十三日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区条例を左横書き等に改める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際、現に公布された全ての杉並区の条例（以下「区条例」という。）を左横書きに改めること及びこれに伴う用字、用語等の整備に ついて必要な事項を定めるものとする。

(形式)

第二条 区条例（既に左横書きになっている表及び様式を除く。）の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は区条例における配字と同様とし、表及び様式の構成は区条例における右方又は上方をそれぞれ上方又は左方とする。

(用字、用語等の整備)

第三条 区条例中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。ただし、この条例中同表の六の項から九の項までの上欄に掲げるもの及び区長が

改めることが適当でないと認められたものは、この限りでない。

項	一	二	三	四	五	六
上欄	<p>漢数字。ただし、次に掲げるものを除く。            ア 固有名詞の全部又は一部をなしているもの            イ 熟語の一部をなすことによりて数量を指示する意味の薄くなっているもの            ウ 数量を指示する意味は持っているが慣用の確立されていない熟語の一部をなしているもの            エ 表以外で数字の単位として用いられているもの            工 億及び万に限る。）</p>	<p>小数点を表す中点</p>	<p>号番号として用いられる漢数字</p>	<p>号を第一次の段階で細分化するために用いられている文字</p>	<p>号を第二次の段階で細分化するために用いられている文字</p>	<p>左へ文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>
下欄	<p>アラビア数字（序数の場合を除いて三桁ごとにコンマを付するものとする。）</p>	<p>ピリオド</p>	<p>横括弧で囲んだアラビア数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>	<p>横括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>	<p>次</p>

七	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）
八	上欄
九	下欄

2 前項に定めるもののほか、区条例の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。

附 則

この条例は、平成二十三年九月一日から施行する。

（提案理由）

現に公布された全ての条例を左横書き等に改める必要がある。